

組合員 各位

全国木材協同組合連合会 AIUの第三者賠償責任補償のご案内

《 事業総合賠償責任保険 製造・販売業特約 》

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素はお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度全国木材協同組合連合会様のご承認のもと、全国木材協同組合連合会の皆さまが抱える第三者賠償リスクを包括的に補償する制度として、「第三者賠償責任補償プラン」をご用意しましたので、ご案内申し上げます。

近年の賠償意識の高まりにより、万一、事故が発生した場合に企業責任が厳しく追及される傾向にあることは、既にご承知のことと思います。このような状況において、製造中の公衆災害は貴社の企業経営を揺るがす事態にまで発展するおそれがあります。

万一の事態に対する貴社の企業防衛手段のひとつとして、是非、本制度をご検討のうえ、ご採用賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

敬具

AIUの第三者賠償責任補償プランの特長

1. 事業遂行における賠償リスクを幅広く補償します。

- 対人・対物事故だけでなく、純粋財物使用不能、人格権侵害・宣伝障害による損害まで、賠償リスクを幅広く補償します。
- 日本国外で一時的に行う商談や国外一時持ち出し生産物による対人・対物事故なども補償します。

2. 各種の費用を補償することにより賠償事故の解決までをサポートします。

- ひとたび事故が発生した場合、事故に対するさまざまな対応を余儀なくされます。この保険では、損害賠償金や争訟費用等に加え、賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

3. 貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能です。

- ご契約プランや各種オプション特約を選択いただくことにより、貴社のご要望に応じた商品設計が可能です。

保険金をお支払いできない場合など、補償の詳細につきましては、
STARs(事業総合賠償責任保険)製造業、小売・卸売業向けのパンフレットを
ご参照ください。

基本契約の概要（保険金をお支払いする場合）

この制度では、次の4つのリスクに対する補償を基本契約とします。

業務遂行・施設リスク

保険期間中に発生した次のような対人・対物事故によって、被保険者※が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

※補償を受けられる被保険者は、貴社、下請負人です。ただし、下記②は貴社の役員または従業員が行った場合に限りです。

- ① 貴社の営業活動や貴社の施設（本社、事務所等）の所有・使用・管理に起因する対人・対物事故
- ② 貴社が海外で一時的に行う商談等の営業活動に起因する対人・対物事故（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）
- ③ 不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）



工場の爆発事故により、近隣の住宅や店舗に物的損害を与え、同時に流出した汚染物質の浄化費用が必要になってしまった。

生産物・完成作業リスク

保険期間中に発生した次のような対人・対物事故によって、被保険者※が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

※補償を受けられる被保険者は、貴社、下請負人および販売人です。

- ① 貴社が製造・販売した製品・商品（生産物）または貴社がおこなった仕事（生産物の設置等）の結果に起因する対人・対物事故
- ② 海外旅行者等が一時的に海外に持ち出した貴社の製品・商品（生産物）に起因する対人・対物事故（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）



製造・販売した製品の欠陥により、製品を使用していた消費者がケガをしてしまった。

純粹財物使用不能リスク

保険期間中に発生した事故により、第三者の財物に物理的な損壊を与えることなく使用不能（次の①②をいいます。）にしたことによって、貴社が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）

- ① 貴社の営業活動や施設の所有・使用・管理に起因する事故による第三者の財物の使用不能
- ② 貴社が製造・販売した製品・商品（生産物）または貴社が行った仕事（生産物の設置等）に起因する第三者の財物の使用不能。ただし、その仕事の結果や生産物自体に物理的な損壊が生じた場合に限りです。



店舗で発生した爆発事故により、隣の店舗に物的損害はなかったものの営業を妨げて休業損害を発生させてしまった。

人格権侵害・宣伝障害リスク

保険期間中に発生した次のような人格権の侵害または宣伝活動に起因する権利侵害によって、貴社が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）

- ① 第三者の自由の侵害、名誉毀損（きそん）、プライバシーの侵害事故
- ② ホームページやパンフレットなどの宣伝活動に伴う著作権の侵害事故



商品のカタログで使用していたイラストが、著作権を侵害しているとして訴えられてしまった。

お支払いする保険金の種類

損害賠償金に加え、事故解決のために必要なさまざまな費用を保険金としてお支払いします。

	保険金の種類	概要
①	損害賠償金	被害者に対して支払う損害賠償金
②	協力費用	制度引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
③	損害拡大防止軽減・求償権保全費用	事故による損害の拡大防止または軽減のための費用、他人から損害賠償・求償を受けられる場合の権利保全・行使のための費用
④	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用
⑤	被害者見舞・臨時費用 (被害者1名10万円・1事故300万円限度)	被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用
⑥	緊急対応費用 (1事故300万円限度)	被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用などの費用
⑦	訴訟対応費用 (1事故300万円限度)	裁判所に提出する文書の作成費用、事故再現実験費用などの社会通念上妥当な費用
⑧	被害者治療等費用 (被害者1名50万円・1事故300万円限度)	被害者の治療費用等または葬祭費用

※支出にあたり、事前に引受保険会社の同意が必要な費用もあります。

ご加入プラン

プランは下記の通りです。実際にご契約いただく保険料は、ご加入プラン(補償プラン、保険金額プラン)および貴社の業種や売上高、これまでの事故発生状況等により決定します。

1. 補償プラン

[○:補償対象]

	業務遂行・施設リスク / 生産物・完成作業リスク			純粹財物 使用不能リスク	人格権侵害・ 宣伝障害リスク
	作業中の事故	引渡し後の事故	施設管理上の事故		
補償プラン	○※	○※	○※	○	○

※ 業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの保険金額は、下記 2. 保険金額プランの通りです。

2. 保険金額プラン

	対人1名	対人1事故/保険期間中	対物1事故/保険期間中
保険金額 (支払限度額)	1億円	3億円	2,000万円
自己負担額 (1事故免責金額)	0円		

[注] 各々のリスクで補償対象となる損害の額を合計して、保険証券記載の保険証券総保険金額を限度としてお支払いします。

その他の特約のご案内

この「第三者賠償責任補償プラン」では、次の特約が自動的にセットされます。

● 構内専用車危険担保特約

保険金額：業務遂行・施設リスクまたは純粋財物使用不能リスクの保険金額

自己負担額：業務遂行・施設リスクまたは純粋財物使用不能リスクと同額

施設構内で所有・使用・管理する構内専用車に起因し第三者に発生させた事故によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

[注] 自賠責保険・自動車保険契約等の上乗せとなります。

この制度へのご加入にあたって

- この制度は、制度引受保険会社との損害保険契約によって運営され、貴社と制度引受保険会社との1年間の契約となります。
- この制度への加入をご希望の場合は、直近の会計年度(1年間)の売上高が確認できる書類の写しをご用意ください。保険料は、書類上の売上高に基づき算出します。
- 保険料は口座振替による払込みとなります。毎月27日(土・日・祝日の場合には翌営業日)にご指定の金融機関口座より振替えします。
- 木材加工、製造、販売業以外の業務(兼業)を営まれる場合は制度推進担当にご相談ください。
- ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

制度推進担当

株式会社 櫛田事務所 (担当: 櫛田)
〒207-0032 東京都東大和市蔵敷 3-691-2 口-7-205
TEL : 042-567-1651
FAX : 042-567-1652

制度引受保険会社

AIU損害保険株式会社

<http://www.aiu.co.jp>

〒163-0814 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 14階
TEL : 03-6894-9110 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(D-002735 2018-07)

全木協総合保障補償制度お申込みFAX送信表

FAX番号 042-567-1652

全木連総合保障制度の内容を理解し、制度保険料の見積書の作成を依頼します。
太線枠内の必要事項にご記入をお願いします。また、直近1年間の損益計算書のFAXも
お願い申し上げます。(会社名記入、売上高のわかる箇所のみで構いません)

担当事務局 株式会社 櫛田事務所 代表取締役 櫛田 義憲

お問い合わせ先 電話 042-567-1651

メール kushida@dream.ocn.ne.jp

引受保険会社 A I U損害保険株式会社

お申し込み日	平成 年 月 日		
会 員 名	フリガナ		
	ご住所 〒		
	TEL: ()	FAX: ()	
	フリガナ		
	法人名 フリガナ	代表者名 フリガナ	部署名 担当者名
保険契約の 被保険者名	加入依頼者と異なる場合のみご記入(多数の場合は各被保険者明細も添付)		
お仕事の内容(該当するもの全てに○印)	① 製材業 ② 木材販売業 ③ 木製品製造 ④ 木材卸売業 ⑤ その他 (具体的にご記入下さい)		
①~④以外の兼業がある場合、兼業の仕事の内容	兼業部分の保障 兼業部分が20%を超える場合は申請が必要です	希望する・希望しない	
直近1年間売上高 (損益計算書の売上高)	千円	兼業がある場合 直近1年間兼業部分の売上高	千円
ご希望のプラン ご加入希望のプラン に○印	事業者賠償保険 (S T A R S) (請負賠償+施設賠償+P L賠償)		希望する・希望しない
	任意労災補償 (ハイパー任意労災) (お怪我による死亡、入院、通院、病気の保障)		希望する・希望しない
賠償補償期間	2017年 月 日 (午後4時より) 2018年 月 日迄		

損益計算書のコピーの売上高記載のページのFAXもお願い申し上げます。